

平成27年度 事業計画書

社会福祉法人 鈴保福社会

柿生アルナ園

- 特別養護老人ホーム
- 短期入所生活介護事業所
- 日帰り介護事業所
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所

柿生アルナ園

はじめに（経営方針）

1. 報酬改定と今後の法人施設経営について

（1）社会福祉法人制度見直しに対応して

平成12年4月に介護保険法が成立施行されて以来、3年ごとに介護報酬の単価が見直しされています。この度の平成27年4月の改定は消費増税の見送り等の影響もあり、ごく一部を除き介護報酬全体の抑制が図られ、結果として特別養護老人ホーム・通所介護（デイサービス）では4.48%マイナスとなっています。職員処遇改善費の増額、地域区分の改定による増額はあるものの、実質的マイナス改定は事業所にとってかつてないほど厳しいものとなりました。今回改めて明らかになった介護報酬の方向性は、政策的に誘導する部分にのみ加算をつけ全体として報酬単価を削減するというもので、施設介護から在宅介護へのシフトが鮮明になっています。

一方で、社会福祉法人の公共性・非営利性に鑑みて、情報開示（説明責任）、内部留保の明確化、経営管理体制の強化（マネジメント・ガバナンス）、社会貢献活動の義務化、地域包括ケアシステムへの主体的な係りなど様々な取り組みが施設に求められています。社会福祉構造改革（2000）を機に「選ばれる福祉」を目指すために良質なサービスの提供に努力を重ねて現在に至っていますが、今回の改定で「運営」から「経営」への転換が尚一層必須となっています。従来運営を良い状態に保つための「管理」だけでなく、明確な目的を掲げ戦略を持って実行に移す「経営」が不可欠となっています。以上の点に鑑みて、経営調整会議を軸にさまざまに検討を重ね、従来の取り組み方に拘泥することなく様々な角度から時代に相応した取り組みを模索・実施していきます。

（2）ベッドの稼働率向上を図る。

上述のとおり、今回の介護報酬は4.48%のマイナス改定となり、収入金額にして約1200万円位の減収となります。平成30年に行われる次の介護報酬と診療報酬の同時改定も厳しいのではないかと予想されます。現状において、少しでも介護報酬の増収を図るために、入居者利用ベッドの稼働率を向上させることが第一の方策と考えられます。入居者に変動が生じた場合には、速やかに、1日でも早く入居させることが今にもまして重要になります。施設の根幹収入である介護保険収入の維持・増収を図るために、特養入所部門（現在の利用率は97%位）と短期入所の空所利用を効率的に組み合わせ、ベッドの稼働率向上をさらに図ります。また、介護度の適正化を随時確認すると共に、介護度5の方を積極的に受け入れることや、加算をできるだけ計画的取得を目指します。

（3）経費節減及び人材確保への取り組み

経費節減と人材確保を両立させるために、昨年以上に求人活動を計画的かつ効率よく実施する一方で、業務の効率化・能率化・時間短縮を促進するためのルールの見直し、及び業務マニュアルの作成を継続推進していきます。又、臨機応変な部署を超えた協力体制を整え、適所適材の人事異動やボランティア等の積極的活用を推進するなど、人材不足に対応していきます。これに加え、インターネット注文導入による消耗品等の計画的・比較検討購入の推進、水道光熱費等の確認見直し等を定期的に行うなど経費節減に園を挙げて取り組んでいきます。

2. 経年による施設修繕及び機器類交換、および30周年記念事業について

昭和61年秋に創設された柿生アルナ園は今年で29年目を迎えました。このため、今年一年の園内の取り組みを30周年記念事業として位置づけ、大規模な修繕工事、あるいは大型の備品機器等の修繕及び交換に優先順位をつけ計画的に実施していきます。手始めとして、園内ベッド85台を新調しご利用者の快適さを高めると共に、介護職の利便性を図っていきます。続いてLEDの導入、入浴用ストレッチャーの導入等を検討し労働環境の改善維持にも務めていきます。

3. 震災対策について

大震災等が発生した場合に柿生アルナ園は「麻生区地域防災計画」に基づき区市と連携し、施設利用の安全確保、施設被害状況確認後、速やかに受け入れの可否を検討し、2次避難所を開設することとなります。これを受け施設としては、日常の防災訓練の更なる充実と、緊急時における被災者の受け入れ対応についても、鋭意検討を進めていきます。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

運営目標

当法人が掲げる基本理念及び経営方針に基づき、利用者の自立支援に向け職員一丸となって次の項目に添ってより良い介護を進めていく。

- （１）利用者が常に安心し安全である介護に努める。
- （２）利用者が常に快適な環境の下生活ができる介護に努める。
- （３）利用者が常にさわやかな雰囲気の中で生活ができる介護に努める。
- （４）利用者が常に楽しく一日の生活が送れる介護に努める。
- （５）利用者が常に納得の得られる押し付けでない介護に努める。

二．重点目標

- （１）感染症の予防対策の強化を図る
感染症を防ぐため、研修等を開催して情報の共有をし、発生の恐れのある時は感染予防対策委員会を開催して発症予防に努める。
- （２）災害に備え、緊急用品を用意する
物品の一覧表を作成し、倉庫に保管、１年に１回見直しをする。防災の日に、他セクションに伝達する。
- （３）利用者、家族とのコミュニケーションを大切にし、ご意見・ご要望を日頃の会話から伺えるような話し易い関係づくりを心がける。利用者主体の視点で信頼や納得の得られるようなケアを多職種連携して行っていく。
- （４）入居待機者の情報収集、ショートステイ利用者のニーズや、新たな希望者の情報収集を常に行い、急な入居者の欠員補充に対して、出来るだけ速やかに欠員補充が行えるよう備える。また、ショートステイも含めて、ベッドの有効活用が出来るよう、各関係者と連携していく。
- （５）日々のケア・言葉かけ・態度・行動に意識を向け、利用者一人一人を尊重したケアを提供していく。
職員間のコミュニケーションを円滑に行い、他職種連携しチームケアに努める。
- （６）咀嚼・嚥下困難者の対応と健腸長寿
栄養ケア・マネジメントの充実と最期まで口から食べることを推進します。
- （７）経営改善の推進と公開性の維持
限られた財源を有効に活用するため、さらに支出の削減に努め、経営改善をはかる。
施設の公益性を自覚し、情報公開に努め、第三者の評価を取り入れ、より良い施設運営を目指す。
- （８）ご利用者が人生の終焉を迎えるにあたり、ご家族のご希望に対して最大限の配慮を行い、施設全体として丁寧な看取りケアを目指します。

三．利用者援助

1. 援助方針

- （１）利用者の立場にたち、常に同じ姿勢、態度で統一した援助活動を行えるよう心掛ける。
- （２）利用者の自己決定と権利を尊重し、一人ひとりの自立を支援できるような、活気ある生活づくりを心がける。
- （３）生活空間、活動範囲の拡大を目指し、利用者の目的達成や楽しみにつながる生活が実現できるよう援助していく。
- （４）地域社会との交流を積極的に行っていく。

2. 生活相談援助

(1) 相談業務

相談しやすい環境を作り、利用者の悩み・トラブル・心配事などにより積極的に取組んでいく。

(2) 家族懇談会の実施

園からの連絡・行事等の説明を行い、ご家族の感想や希望を伺う。
生活全般についての要望や興味のある話題について、日頃から自由に話せる関係作りや声かけに配慮し、頂いた意見を援助に反映させていく。

(3) 投書箱の設置

利用者及び家族の意見を自由に投書して頂くよう設置している。意見・要望を生かしたサービスを提供するよう努力していく。

3. 利用者生活援助

(1) 食事

- ① 安全に食事を楽しめるよう、全職員が都度取り組む。特に嚥下困難者には個別の介助法と食事形態を検討する。
- ② 滑り止めシート・介助皿・自助具等個別に使用し、利用者が自力摂取できるよう配慮する。
- ③ 適時適温で食事を召し上がっていただく。
- ④ 食事介助に当たる際は、食事用エプロンの使用、手洗い、アルコール消毒を行う。

(2) 入浴

- ① 安全かつ快適な入浴を実施していく。
- ② 利用者の健康状態等の理由により、入浴が困難な場合は随時清拭（部分・全身）着衣交換を行い保清に努める。
- ③ 身体状況を考慮し、一般浴・中間浴・特浴の適切な介助を行う。
- ④ 足浴・手浴を日常生活に取り入れていく。
- ⑤ 季節感を味わう、ゆず湯、しょうぶ湯を行っていく。

(3) 排泄

- ① 定時の他随時に排泄介助を行い、排泄記録をすることで個々の排泄パターンを把握し、各人に合わせた誘導・介助を行う。
- ② 年に2回の尿量測定を行い、個々の利用者にあったパット等、必要物品を検討、使用していく。
- ③ 排泄物の色・臭・量・形状を観察し、健康状態の把握につなげていく。
- ④ 常に清潔に心掛け、オムツかぶれ等のトラブルを未然に防ぐようにする。

(4) 環境衛生

- ① 居室内外の整理・整頓及び清掃に努める。（感染症の予防等）
- ② 援助に当たる際は、エプロンの使用・手洗い・アルコール消毒等心掛ける。

(5) レクリエーション

生活の活性化を図り、利用者の楽しみにつながるもの（カラオケ・風船バレー等）を積極的に取り入れる。

(6) リハビリテーション

- ① 利用者やご家族の希望を聞き、目標設定をすることによって意欲に取り組めるよう援助していく。
- ② レクリエーションリハビリを導入し、楽しい要素を盛り込み、皆が取り組みやすい雰囲気を作っていく。
- ③ 理学療法士の指導のもと、ホールでの訓練・ベット上の訓練共に継続して行なう。

(7) 余暇活動

- ① 社会生活に参加する機会を設けると共に、気分の活性化を図る為に、園内、園外の余暇活動を充実させる。
- ② 利用者一人ひとりの希望を満たすように、取り組んでいく。
- ③ 外出できない利用者に対して、援助方法を工夫する。（散歩・日光浴・園庭での喫食等）

(8) クラブ

- ① ボランティアの依頼を引き続き行い、入居者の状態に合わせたクラブ活動を展開していく。
- ② クラブ活動に参加できない障害のある利用者の為の援助方法を考えていく。
(散歩・日光浴等)
- ③ デイサービスとの交流を活発にする。

書道クラブ	かな (第1水曜日) 漢字 (第2水曜日) 午前10:30
華道クラブ	月2回 (第1・第3木曜日) 午前10:30
詩吟クラブ	月1回 (不定期)
俳句クラブ	月1回
音楽クラブ	月1回 (第2月曜日) 午前10:30
創作クラブ	月1回 (不定期) 午後2:30
籐工芸クラブ	月1回 (第4火曜日) 午後2:30

(9) 行事

- ① 各種の行事に参加することにより、入居者同士の連帯感を深める。
- ② 伝承行事を積極的に取り入れて楽しみ、生活を変化のある充実したものにしていく。
- ③ 行事を通して柿生保育園児及び地域の児童・学生・その他の人達と、積極的に交流を深めていく。

(10) 個別援助

- ① 個々の入居者の人権を尊重し、「自分らしく」生きることができるよう援助する。
- ② サービス担当者会議を実施し、個々の入居者について施設サービス計画書を作成し、精神面・身体面・生活面まで幅広く援助内容の改善に努める。
内容については、要介護度の変更や、状態に変化あった場合に見直していく。
- ③ 施設サービス計画書作成に際しては、入居者本人やご家族の希望を確認し、実現に向けて全職員で協力していく。
- ④ 個々の要介護度を管理し更新手続を行うと共に、状態の変化によって区分変更の申請を行う。
(施設サービス計画書に反映させる)
- ⑤ 毎月ケース会議をもち、解決すべき課題を検討し、より統一した援助を行う。

(11) 家族交流

- ① 年間行事予定表を送り、行事の参加及び外出・外泊の積極的な協力を求めていく。
- ② 入居者及びアルナ園との交流を密にするために、積極的にアプローチしていく。
(アルナ便り・電話の有効利用)
- ③ 家族懇談会にて家族間の連携を密にし、入居者のために共同で援助することを理解していただく。
- ④ 施設サービス計画書作成にあたり、希望を確認すると共に、実現に向けて面会等園での生活に協力していただく。
- ⑤ 毎月お誕生者を園内でお祝いし、ご家族にお祝いカードを送付する。ご家族でのお祝い会を希望される場合には、場所・移動・食事面について、ご家族が対応し易い援助を行い、ご家族と入居者が安心して共に過ごせる会となるよう支援する

日 課 表

時 間	入居者日課	職員業務日課
4:30	オムツ交換	オムツ交換 排泄介助
6:30	起床 洗顔 身支度	モーニングケア 有熱者検温
7:00		朝食セット 離床介助 誘導
8:00	朝食 トイレ誘導	摂食介助 誘導 歯磨き介助
9:00	オムツ交換	申し送り オムツ交換 排泄介助
10:00	配茶 入浴	配茶 入浴介助
10:30	リハビリ クラブ (随時) リネン交換 (月・火・木・金・日)	リハビリ介助 クラブ介助 オムツ交換 排泄介助 離床介助
11:00		誘導
12:00	昼食 トイレ誘導	摂食介助 誘導 歯磨き介助
13:00	オムツ交換	(休憩) オムツ交換
14:00	入浴準備 趣味	(リハビリ介助) 入浴準備等
14:30	入浴	入浴介助
15:00	おやつ	離床介助 配茶 摂食介助 記録
17:00	オムツ交換	オムツ交換 排泄介助 離床介助
17:30		誘導 申し送り
18:00	夕食 トイレ誘導	摂食介助 誘導 歯磨き介助
19:00		配茶 水分補給
19:30	オムツ交換	オムツ交換
21:00	消灯 就寝準備 (着替え等)	消灯 巡回 就寝時与薬 有熱者検温
21:30		
23:00		巡回
1:00	オムツ交換	オムツ交換
2:00		有熱者検温
3:00		巡回

週間・月間予定表

	第1週	第2週	第3週	第4週
月	特浴 売店	特浴 売店 嘱託医回診	特浴 売店 嘱託医回診	特浴 売店 嘱託医回診
火	特浴 足浴	特浴 足浴	特浴 足浴	特浴 足浴
水	P T回診	P T回診	P T回診	P T回診
木	AM:一般浴 足浴 PM:中間浴 嘱託医回診	AM:一般浴 PM:中間浴 嘱託医回診	AM:一般浴 PM:中間浴 嘱託医回診	AM:一般浴 PM:中間浴 余暇外出 足浴 嘱託医回診
金	特浴	特浴	特浴	特浴
土	特浴	特浴	特浴	特浴
日	AM:一般浴 PM:中間浴	AM:一般浴 PM:中間浴	AM:一般浴 PM:中間浴	AM:一般浴 PM:中間浴

※リネン交換 月・火・木・金・日

※車イス点検 随時

※集団体操 火・金

※ケース会議 随時

4. 健康管理

- (1) 病気の早期発見と早期治療に努める。
 - ① 毎日巡回時に体調をチェックし、病気の兆候があったら受診につなげる。
 - ② 定期健康診断を実施し、結果について嘱託医に報告の上、事後検討を行う。
- (2) 精神面の安定をはかる。
 - ① 入居者に対して言葉によるストレスを与えないように、否定的な発言を避け、固定観念に囚われず聴くように努める。
 - ② 認知症の心理状態について学び、適切な対応ができるようにする。
 - ③ 不穏な状態が続いた場合、医師に相談する。
- (3) 感染症を予防する。
 - ① 感染予防対策のマニュアルに則り、インフルエンザ、肝炎、疥癬、ノロウイルス等の予防に努める。
 - ② 感染症予防対策委員会を、三カ月毎に開催する。又、発症の恐れがある時は、臨時に開催する。
- (4) リハビリテーションの実施
体力及び身体機能を維持し、低下を防ぐため実施する。
- (5) 家族との連携を密にし、理解と協力を得る。
 - ① 面会時や家族懇談会の場を利用して、入居者の体調等を伝えコミュニケーションをとるようにする。
 - ② 体調の変化があったら、受診時に付き添いの協力をお願いする。
- (6) 医療体制について
 - ① 毎週火曜日と金曜日に嘱託医の診察を実施する。
 - ② 緊急及び入院時は、たま日吉台病院もしくは横浜総合病院へ搬送する。但し、御家族より他院への受診要望があった場合は考慮する。
- (7) 終末期について
心身の苦痛を取り除き、穏やかに最後を迎えられるよう援助する。
- (8) 職員の健康管理について
 - ① 春・秋に定期健康診断を実施する。
 - ② 感染予防、特に感冒・血液・皮膚疾患に注意する（インフルエンザ予防接種を実施する）。
 - ③ 調理職員の毎月の検便を実施する。
- (9) 個人情報保護に努める。
- (10) 災害時に備え、救急用物品を用意する。

5. 栄養・食事サービス

- (1) 栄養ケア・マネジメントの実施
施設ケアプランの一環として、スクリーニング、アセスメント、プラン作成・実施、モニタリング、評価を行い、個々人の状態に応じ、本人・家族の意向に添った健康を維持・増進する食べやすくおいしい食事を提供していく。
- (2) 衛生面を強化し、食中毒の発生を完全に防止していく。また、万が一の時に備えて緊急連絡網、対応手順を決めておく。
 - ① 衛生面の強化
 - イ. 自動手指消毒器・うがい器の設置を行い、外部から雑菌を持ち込まない。
(調理関係業者に対する衛生指導の強化)
 - ロ. 調理室、休憩室のカビの発生を防止をする。
 - ② 食中毒発生時の対応
 - イ. 緊急連絡網を作成し、訓練を行う。
 - ロ. マニュアルを作成する。

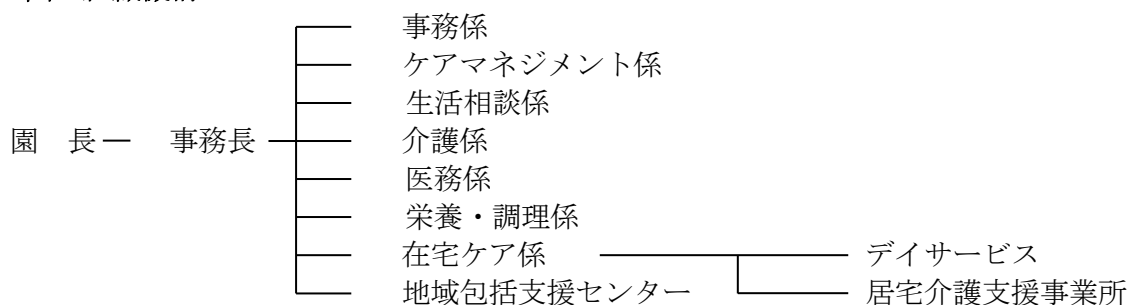
- (3) 地震、洪水等の自然災害に備え、災害発生時の対応手順を決めておく。
 - ① 非常食・水の確保
 - イ. 25年サバイバルの非常食を100人3食3日分用意しておく。
 - ロ. 水は1人1日500mlを2本、100人3日分用意しておく。
 - ② 災害発生時の対応
 - イ. 緊急連絡網を作成し、訓練を行う。
 - ロ. マニュアルを作成する。
 - ③ 熱源を確保していく。
 - ・炊き出し（薪の確保） ・ガス（回転釜） ・電気（電磁調理器の購入検討）
 - ・ガス、電気、水道（スチームコンベクションオーブン）
- (4) その他職員の栄養相談
- (5) 会食会、地域介護教室等の開催

四. 管理・運営

1. 業務運営方針

利用者に質の高い良い援助を行うには、職員のチームワーク、人間関係を良好に保つこと、労務管理及び安全衛生管理を更に充実させ、職員の配置を適正に確保し、働き易い明るい職場作りをし、各分野の職務に安心して専念できるようにする。

2. 園の組織機構



3. 会議・委員会活動

(1) 連絡調整会議

施設の運営は、各職種からの代表者で構成された運営委員によって、連絡・調整会議をもって行う。この会議は、毎週又は必要に応じて開催し、運営方針にのっとり、各部所管の意志の疎通を図り、事業計画を遂行することにより管理・運営の万全な調整を図るものとする。

連絡調整会議構成委員

- ①園長 ②事務長 ③相談員 ④介護長 ⑤看護主任
- ⑥管理栄養士 ⑦地域包括主任 ⑧居宅介護主任 ⑨通所介護主任

(2) 経営調整会議

連絡・調整会議構成委員を柱として、各職種の事業を総点検し、見直し改善を図り施設事業の経営・安定化を推進する。

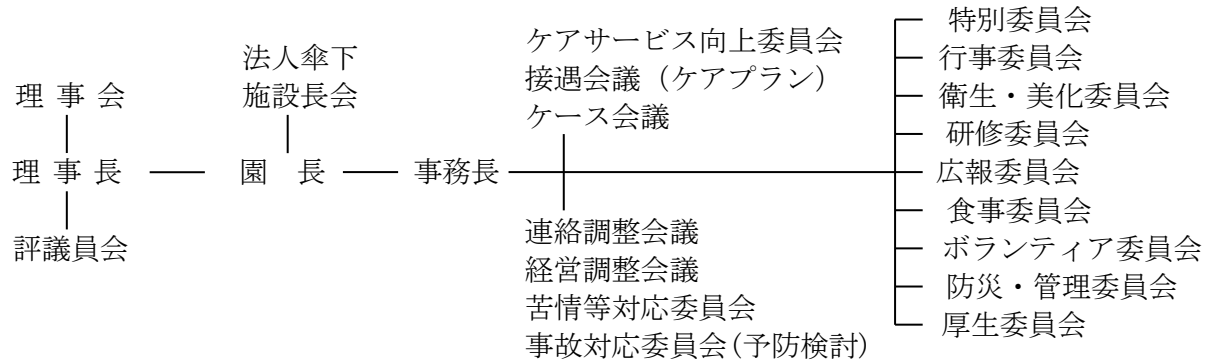
(3) 寮母会議・調理会議等

各職種別会議を定期的に行き、調整会議の伝達・その他の情報を職員各自が認識できるようにする。また、積極的に介護上の諸問題等について意見交換して、より良い意見の集約に努め、処遇の向上を図る。

(4) 接遇会議（ケアプラン）・ケース会議

より良い入居者の自立援助を目指し、また入居者の自立度の変化に対応したケアプランを立てるために、定期的にもた随時に開く。

会議・委員会組織図



4. 資金計画

- (1) 通常の経費は、介護保険報酬及び利用者の1割負担・食事負担等の収入でまかなう。また、委託費・寄附金等を充当し、健全なる経営に努める。
- (2) 収支・支出予算書 (別紙)

5. 車輛維持管理・安全

- (1) 保有台数は、現在送迎用特殊車4台、乗用車6台 (軽自動車5台) の計10台となっている。車輛の使用耐用年数を長く持続させるため、整備・点検・ワックス掛け等充分留意し管理する。
- (2) 日常安全運転を心掛け、人身事故・物損事故等が発生しないよう、日常における心身の安定化を図り、始業・終業点検を励行し万全なる体制で運転業務を遂行する。
- (3) 始業時アイドリングする場合には、隣家から遠ざかり玄関前中央広場にてこれを行うことにより、近隣家庭に排気汚染・騒音等を出さないようにする。

6. 防災計画

- (1) 月1回の防災訓練の実施
火災及び地震に対する普段からの対応を身につけ、防災への認識を高めるため、毎月第3木曜日の午前中に避難訓練を中心に、防災訓練を行う。また、雨天でも原則として館内にて訓練を行う。
- (2) 夜間消防訓練・地域合同訓練の実施
夜間における不時の災害に備える為、年1回、夜間消防訓練及び職員の緊急連絡招集訓練を実施する。また、上麻生自主防災との協力関係をさらに確立させたい。
- (3) 建物及び設備等の自主点検の実施
建物及び設備等を安全に利用するため、専門業者による定期点検のほか、委員会による自主点検を定期的に行う。
- (4) 消防署及び近隣住民との協力体制の確立
春・秋の総合防災訓練をはじめ各種の消防訓練は、消防署の指導及び近隣住民との協力のもとに実際に即して実施し、効果的な防災対策を身に付ける。
- (5) 震災が発生した場合に慌てることがないように、非常食や非常薬品などの非常物品を備え、震災対策に万全を期す。

7. 生活環境の整備

- (1) 建物付帯設備
施設及び付帯設備も経年により、故障・一部老朽化が発生してきているので出来る限り事前に予見・発見し業務に支障を起さないように努める。

(2) 園庭

敷地は、8,763㎡あるが、年1回は敷地境界杭の確認をする。
絶えず敷地の環境に留意し、植栽の剪定、手入れ、雑草の除去に努め、立木の緑化保全を積極的に進めていき、病虫害の駆除に努める。

園庭の花壇、大型プランター20個には、絶えず四季折々の草花を咲かせ、人々の心を和ませるようにする。

南側の芝生の園庭は、避難訓練のときに車椅子で芝生にでるので、大変に役立ち入居者の目を和ませてくれるので、引き続き手入れをしていきたい。

8. 職員研修

介護保険下における、他異業種施設との競争が激しくなってくる社会情勢になってきたので、介護老人福祉施設従事者としての自覚と資質の向上を目指して研修を行い、利用者の支援・援助の充実に努める。

(1) 内部研修

入居者及び在宅者の援助・支援に係る介護ニーズに基づき、適切に課題を取り上げ、随時、外部講師、施設内職員等で開催する。

(2) 外部研修

市老人福祉施設事業協会、高齢者福祉総合センター、県社協や関東ブロック全国老協等で主催する研修会に極力出席する。

(3) 職員教育

職員が利用者から信頼され、より良いケアが出来るようにするため、随時園長による面接教育の実施をする。

(4) 新人教育

福祉施設従事者としての自覚と資質の向上を目指し、保全を第一として業務を行う上での知識・技術を身に付けることを目的として一定期間の研修を行う。また、採用時点において、社会人としての心構え、服務についての諸規則及び一般的心得を習得させ、立派な職業人としてのあり方を付与する。

9. 養成校等との連携

(1) 介護福祉士資格取得の為の実習施設として指定を受けた次の福祉専門学校の実習生を受け入れ指導する。

聖ヶ丘教育福祉専門学校 アルファ福祉専門学校 YMCA福祉専門学校等

(2) 栄養士・管理栄養士の実習生を受け入れ指導する

実践女子大学 服部栄養専門学校 東部総合職業技術校等

(3) 川崎市消防局消防職員初任者研修生を受け入れ指導する。

(4) 横浜家庭裁判所による短期補導委託（特別養護老人ホーム社会奉仕活動）を受託し、少年友の会の会員と共に協力し、少年の更生の一助とする。

(5) 看護学生実習生の受け入れ指導行う

聖マリアンナ看護学生 聖路加大学看護学生等

(6) 社会福祉、及び福祉施設に対する理解促進を促す為、できるだけ多くの大学からの教員免許取得介護等実習希望者を受け入れ指導する。

(7) 大学生・高校生のインターンシップ（介護職場体験）を受け入れる。

(8) 小中学生及び父母父兄に、福祉施設をより身近に感じ理解していただくために、計画的かつ組織的に小中学校と連携して行く。

10. ボランティアとの連携・協調

利用者の生活がより豊かで、生きがいのあるものにしていくためには、ボランティアの協力が必要であり、積極的に受け入れていく。また、ボランティアを通して、ホームの業務内容を知っていただき、非常時の際のボランティア活動にも結びつけていけるようにする。

1 1. 地元町会、小・中学校生徒との交流

ホーム及び利用者にとって地域社会との関わりは、非常に大切である。ホームの利用者が、良い環境の中で生活する為には、地域の人達の協力が不可欠である。よって、地域社会との交流・相互理解を深める協力体制を築いていく。

- (1) 各小学校・中学校・高校の生徒達の世代間、交流の場として、いろいろな面において積極的に進めていく。
- (2) 主要行事等を通して、地域町会・子供会・老人会・婦人会との交流を図り、相互理解を深め施設の活性化を図る。
- (3) 地域社会にとって、有益な社会資源であるように努め、積極的に広報していく。
- (4) 保育園とは全ての行事に交流し、お互いに往訪・来訪をし、楽しく行事を盛り上げていく。特にデイサービス利用者には、敬老週間中の1週間は保育園児の来訪を受け、意義のある週間行事にしていく。

1 2. 情報発信（公開）及び人材確保の推進

- (1) アルナ便りを季刊で発行する。校正編集発行は広報委員会が担当し、園の許可を得て発行する。内容は、各職種職員及びボランティア、家族その他への取材、及び投稿に基づき構成する。具体的には、特養入所者に関する記事、特養で開催される月々の行事、デイサービス利用者向けの行事・記事、居宅介護支援事業及び地域包括支援センター関係の記事等を掲載する。また、ボランティアの方々の横顔等も紹介し、ボランティアの意識の高揚と確保の一助とすると共に、地域社会に対して介護老人福祉施設として柿生アルナ園の一層のPRを図ることを目的とする。現在の発行部数は300部程度で、ホーム利用者と家族、デイサービス利用者、ボランティア及び地域の町会等に発送しているが、内容・部数・送付先に関しては、状況に応じて刷新し一層の充実に努めていく。
- (2) アルナ園HP（ホームページ <http://www.arunaen.jp>）、アルナ園FB（フェイスブック）をさらに充実させるとともに、全国社会福祉法人経営者協議会のHP、神奈川県福祉協議会の福祉人材センターHP等各種メディアを有効活用し、アルナ園の取組（事業・財務計画・役員名簿等）の積極的な「見せる化」を推進していく。
- (3) 通常の紙媒体による求人広告やハローワークの求人はもとより、各種求人相談会に欠かさず参加し人員の積極的補充に努める。また、昨年同様福祉専門学校等に直接足を運び少しでも優秀な人材の確保に努める。更に、アルナ園HP（ホームページ <http://www.arunaen.jp>）、アルナ園FB（フェイスブック）、その他のメディアを有効活用してアルナ園の魅力をより求人者のもとに伝わりやすくするため最大の努力を重ねる。

デイサービスセンター（通所介護）

○事業目標と重点課題

- (1) **新規利用者を獲得すると共に、適切なサービスを目指す**
 - ① 居宅、包括と連携し利用者を拡充して行く
 - ② 他事業所に働き掛け新しい利用者獲得に繋げていく
 - ③ ケアマネージャーを招き意見交換会を実施し、「アルナ園デイサービス」での様子や特長を紹介すると共に情報を収集する
 - ④ 担当者会議に積極的に参加し、ケアマネージャーとの信頼関係を構築する
 - ⑤ 見学者・一日体験者の受入れ実施
 - ⑥ 振替利用等の実施
 - ⑦ 利用者の特性や介護度・認知度に適した介護サービスを提供できる様に努める
 - ⑧ 認知症の理解を深める為、研修等に積極的に参加する
- (2) **介護保険の改定に伴うサービスの変革に合った新サービスの提供に努める**
 - ① 昼食代（おやつ含む）の見直し
 - ② それに伴う行事・行事食の見直し
 - ③ 3B 体操・音楽リハビリの実費徴収の実施
 - ④ アンケートの実施（満足度調査など）
 - ⑤ 家族会の開催（改定後のデイサービスへの理解を求め）
 - ⑥ 実費での外出機会の検討
- (3) **職員の意識改革と統一したサービス提供を目指す**
 - ① デイ会議・個別対応確認の実施
 - ② 加算に繋がる研修への参加
 - ③ 他施設見学の実施
- (4) **予防介護者の利用について検討を進めていく**
 - ① 今年度神奈川県では、経過措置として支援の利用者もそのまま利用して頂けるが、
 - ② 次年度に向け検討を重ねていく
 - ③ 土曜日に予防介護者を集めサービスの実施など
 - ④ アンケートの実施（予防介護者に対しどの様なサービスを望むか）
 - ⑤ 介護報酬改定説明会への参加

○事業内容

- (1) **営業時間**

月曜日～金曜日 9時半～16時半の7時間
(H27年4月～)
- (2) **サービス提供内容**
 - ① 送迎
 - イ) 運転手・寮母の2人での送迎を実施
 - ロ) 各自宅までの送迎を、安全で円滑なルートで実施
 - ハ) 体調や状況に合わせた送迎を実施
 - ニ) 台風・雪の場合は、マニュアルに沿って実施する
 - ② 健康管理
 - イ) 連絡帳や送迎時の家族からの伝言から、利用者の健康状態を把握する
 - ロ) 毎朝、体温・血圧・脈拍を測定し、利用者の健康状態の観察・把握に努める
 - ハ) 月1回の体重測定の実施
 - ニ) 異常や急変があった場合、必要に応じ心肺蘇生や救急対応を実施する
 - ホ) また、家族やケアマネージャーと連絡をとり、迅速かつ最善の対応に努める
 - ヘ) インフルエンザ・ノロウイルスなどの感染症予防の為、適切な対策・対応を講じる
 - ト) 感染症予防研修に参加し、最新の情報を把握すると共に、適切な対応の確認を行う
 - チ) 食事前の口腔体操・食後の歯磨き・月1回の口腔ケアを実施し、口腔機能の維持向上を目指すと共に、感染症予防に努める

- リ) 本人・家族からの健康相談に応じる
 - ヌ) 体調がすぐれない利用者などに、必要に応じてベッドの提供
 - ル) 希望者への 30 分程のお昼寝時間の提供
- ③ 食事
- イ) 昼食代（含むおやつ）の値下げの実施
975 円⇒860 円（H27 年 4 月～）
 - ロ) 年 2 回（敬老会・クリスマス会）の行事食の実施（月～金の 5 日間）
 - ハ) 毎月 2 回の「お楽しみ昼食会」の実施
 - ニ) おやつ作りの実施
 - ホ) 喫茶の実施（月～金の 5 日間）
 - ヘ) 管理栄養士による高齢者や病気に応じたメニューの提供
 - ト) 温かい物は暖かく、冷たい物は冷たく、そして四季を取り入れたメニューの提供
 - チ) 嗜好や食事形態に合わせた対応
 - リ) 食事の状況を観察し、嚥下の確認・誤嚥の帽子に努め、摂取量などから健康状態を把握する
 - ヌ) 管理栄養士と相談しながら適切な食事が提供できる様に努める
- ④ レクリエーション
- イ) クラブ活動の実施
 - ・絵手紙・〇特絵手紙・書道・俳句・折紙・切り絵・手芸・茶道・詩吟・大人の塗り絵の実施
 - ・必要に応じ、専門の先生（ボランティア）に指導を仰ぐ
 - ロ) 先生や職員実施の下、「楽しみ」としてだけでなく、機能訓練の一環としての提供を目指す
3B 体操
 - ・インストラクターの下、音楽に合わせた体操を実施し、心身の機能維持・向上を目指す
 - ハ) 音楽リハビリ
 - ・セラピストによる音楽療法の提供
 - ・事業協会の助成を受けて活動を実施して行く
 - ・音楽療法で期待できる活動と効果
機能訓練・口腔機能訓練・認知症予防・回想療法・ストレスの発散・自信回復・ストレスの発散
 - ・集中力の UP・新しい自分の発見
 - ・セラピストとカンファレンスを行い、音楽療法の成果や利用者の状況把握を実施し次の活動に繋げていく
 - ニ) レクリエーション
 - ・年間行事計画を立て、季節に合ったサービスの提供を目指す
 - ・月毎にレクリエーション計画を立て、季節に合わせたレクリエーションを提供すると共に、心身機能の維持・向上に繋がるプログラムの提供を目指す
 - ホ) イベントの実施
 - ・社会貢献の下、「開かれた園」を目指し、地域から様々な催し物をお招きし、活動して頂く
 - ・行事のイベントとして、また日々のレクリエーションの中の「楽しみ」として実施
 - ・社会交流の提供と施設理解の機会を設ける
 - ヘ) 学校や保育園等と積極的な交流を実施して行く
 - ・地域との交流を深める
 - ・施設理解を深める
 - ・老人福祉施設に関する教育の場の提供
 - ト) 実費での外出の検討
 - ・デイサービスを実施しない土曜日等に、実費による外出機会の検討
 - ・アンケートの実施
- ⑤ 入浴
- イ) 一般浴・中間浴（機械）を用意 利用者の個々の状態・希望に応じた入浴サービスを安全に提供する
 - ロ) 清潔保持に努め、全身状態の確認をして行く

- ハ) 月に1週間、入浴剤や季節に合う「ゆず湯」等を提供し、楽しく快適な入浴を目指す
 - ニ) 入浴の際は、プライバシーに配慮すると共に安全に入浴して頂ける様にする
- ⑥ 介護・介助
- イ) デイサービス利用時に必要に応じ、トイレ・歩行等の介助、おむつ交換等の介護を提供する
 - ロ) その際は、安全やプライバシーに配慮したサービスを目指す
- ⑦ 機能訓練
- イ) 3B体操・音楽リハビリ・レクリエーションを通して機能訓練サービスを提供する
 - ロ) また、希望者に対して、トイレ誘導時やレクリエーション活動時に歩行訓練等を提供する
- ⑧ その他
- イ) 他事業所・他部署との連携に努める
 - ロ) デイ会議・ドライバーズ会議・レクリエーション会議・行事会議・音楽リハビリカンファレンスを実施し、利用者の状況や活動の様子を把握に努め、心身の維持・向上に繋がるプログラムと統一したサービスの提供を併せて目指す
 - ハ) 見学者・一日体験者の受入れを実施し、利用者の拡充を目指す
 - ニ) 実習生・職場体験の受入れを積極的に実施する
 - ・介護職や看護職等を目指す学生を積極的に受入れていく
 - ・福祉施設の理解に繋げ、介護職などを目指す学生を育てる
 - ホ) ボランティア
 - ・ボランティアを受入れし、社会貢献を目指す
 - ・利用者の話し相手や入浴後の髪を乾かす等の日常ボランティアをお願いする

ショートステイ（短期入所生活介護）

柿生アルナ園短期入所生活介護は、ベッド2床とする。利用者、介護支援専門員との連携を保ち、緊急利用申し出の方にも、速やかに対応し、地域のニーズに応えたサービスを提供する。また、要支援1・2の人を対象に介護予防短期入所生活介護事業も行う。

- (1) ショートステイの利用の計画化
在宅介護に問題を抱えている方や、介護者の休養の必要の高い方、また利用者の希望に応じて介護支援専門員と連携を図り、計画的利用を勧める。
- (2) ショートステイ利用の効率化
施設入所者が、入院加療中の空きベッドを有効に活用することを考え、両者の承諾の下で、介護支援専門員へ情報提供する。
- (3) ショートステイ利用期間の介護サービスの質の向上
在宅介護生活を十分把握し、在宅に近い環境で介護サービスを行う。退園時にショートステイ利用期間の情報を報告書として開示する。
- (4) ショートステイ利用者の拡大
医療的ニーズの高い在宅介護（例：在宅酸素・インスリン・胃ろう・その他）の用者に対しても、関係機関との連携を図り、受け入れる方向を整える。又、新規利用希望者もサービス利用にスムーズに繋げるよう努力する。
- (5) ショートステイ空所利用の効率化
ショートステイと特養の一体化を促進し、稼働率をより高めご利用者のニーズに応じる努力をする。

居宅介護支援事業所（居宅介護支援事業）

<基本方針>

柿生アルナ園居宅介護支援事業所は、介護保険における指定居宅介護支援事業者として、介護支援専門員を配置し、次に掲げる運営方針に基づいて適正な居宅介護支援事業を提供する。

- (1) 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス並びに福祉サービスが多様な事業者との連携により、総合的かつ効果的に提供されるように配慮する。
- (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

<事業内容>

- ① 相談受付
- ② 訪問、契約の締結、アセスメントの実施
- ③ 介護給付サービス計画（ケアプラン）・委託による予防給付サービス計画の作成
- ④ 関係機関との連携調整を図り各種会議の開催
- ⑤ 月1回の訪問とモニタリングの実施
- ⑥ 居宅サービスの給付管理、予防実績の各包括への報告
- ⑦ 要介護認定更新及び区分変更手続きの代行申請
- ⑧ 保険者の委託に基づく要介護認定調査の実施

地域包括支援センター（地域支援事業）

1. 基本方針

平成27年度の介護報酬改定は、2025年（平成37年）に向けて、高齢者が出来る限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく生活を送ることが出来るように医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現して行くよう求められています。

特に介護予防支援に係る新総合事業の導入は、地域の実情に応じた取り組みが求められ、地域での多様な主体を活用して高齢者を支え、且つ元気な高齢者が支え手に回るような活動が求められています。地域包括支援センターは地域と一体となって介護予防に取り組み、元気で長生きできる地域づくりを目指し勧めていきます。

2. 事業内容

- (1) 総合相談・支援事業
 - ・高齢者の福祉・医療・介護全般の相談窓口
 - ・ご家族への支援
- (2) 権利擁護事業
 - ・高齢者虐待への対応
 - ・消費者被害（悪徳商法）の防止
 - ・お金・財産の管理、契約の不安についての相談
- (3) 介護予防ケアマネジメント事業
 - ・介護予防ケアマネジメント
 - ・健康維持のアドバイス（健康教室・介護予防教室の開催等）
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ・地域のネットワークづくり支援
 - ・地域活動（町会・自治会、ボランティア活動等）への支援

3. 事業目標

法改正に伴う様々な改正点に留意し、適切に対応していくよう努める。

4. 担当地域

ア. 上麻生・上麻生5丁目～7丁目 下麻生1丁目 王禅寺西5丁目～8丁目
 白山1丁目～5丁目

イ. 人口 21, 198人 (H26. 3月現在)

ウ. 高齢者（65歳以上） 5, 310人 (H26. 3月現在)